

Energize

私たちはお客様の**“元気”**をサポートします！

120%の世界...

社会に出て「仕事」に就き... もし、仕事の目的が「生活のため」だけではなく「自分の成長」や「社会への貢献」にあると考えるのであれば、まず、最初に意識すべきことは「120%の力」で仕事をするのだと思います。最初から「仕事の質が...」などと頭の先っぽだけで考えた屁理屈をこねる前に、まずは圧倒的な量をこなして足腰を鍛えることにより、その中から本質的な仕事の質の高さが生まれます。足腰の弱い人にきめ細かく質の高い手作業（サービス）はできません。それは見せかけの質にしか過ぎません。

成長できない人の特徴は、常に余力を残しながら90%の力で仕事をすることです。余裕を残して仕事をしていると、例え結果が生まれたとしても、仕事に「慣れる」ことはありますが「成長」することはありません。成長するということは「今以上の自分」を主体的に作り出すことです。今以上の自分になるためには常に100%の力を出し切るストレッチ状態であることが大前提となるのです。限界を超えて120%の力を出し切ることにより、いつの間にかその120%が自分の限界になり成長するのです。

● 慣れと成長のちがい

仕事は「慣れる」ことにより確かに効率が上がり成長したように見えます。しかし、「慣れる」と「成長する」は本質的にまったく違うことをキチンと認識できない人は、自分が成長できないのと同時に人を育てることが出来ません。

- 常に120%で仕事をする → 成長する → 変化を好む → ワクワク、明るく元気
- 100%以内で仕事をする → 慣れる → 変化を嫌う → ヒヤヒヤ、不安と恐れ

仕事に慣れるということは、逆に言えば慣れた仕事に変化することを嫌う保守的な価値観に繋がります。ですから、仕事量が80%、90%と限界に近づくと不安と恐れの中かでイライラしたり刺々しくなったり暗くなったり... とマイナスなオーラを放つようになります。

逆に常に限界を超えて成長している人は、80%、90%と限界に近づいても平常心でいられます。そして、100%の限界を超えると逆に自分の可能性を広げているという自信と達成感にワクワクドキドキ元気とパワーが出始めます。成長するということは変化するというに他ならないからです。

● 真のフロを目指す

組織のリーダーとして人を育て、プロフェッショナルとしてお客様に貢献するには、新人の頃に十分にこの120%の世界を体験して、変化することの意味を理解しておくことが大切です。

リーダーの役割は「部下に120%の仕事を与え続ける」ことに他なりません。150%与えれば部下を潰すことになりかねません。90%なら部下の成長は望めません。注意深く部下の心や身体の状態を把握しながら120%の仕事量を調節しながら与え続けるのです。それがリーダーの真の愛情なのだと思います。そしてなによりも、限界に近づいても常に平常心で落ち着いて浮き足立たず、限界を超えたらますます元気で明るくなるような上司にならなければ、誰が信頼して安心して付いてくるのでしょうか？

また、プロや経営者になった時には、自分が計算できる100%以下の部分は計画的に部下に業務を委譲し、自分は100%超の世界だけで戦う覚悟が必要です。それが、部下を鍛え、組織を伸ばしていくための基本的な考え方なのだと思います。

120%の世界は経営者とプロフェッショナルの世界... 皆さんをお待ちしています。

◆平成26年度改正〈地方法人税創設〉

平成26年10月1日以降に開始する事業年度から地方法人税が創設されました。これは、法人住民税の税収の一部を国税である地方法人税に移し、各地方自治体に配分するという税源移譲を趣旨とした新たな仕組みとなります。法人のお客様にとって国税及び地方税を合算した最終的な税負担に変更はありませんが、実務上の手続きにおいて一部経過措置も設置されているため、今回はこちらのテーマについて解説致します。

● 改正の内容

地方法人税は法人税を課税標準として計算されます。今回の創設に伴い、法人住民税の法人税割税率は、道府県民税が5%から3.2%へと1.8%、市町村民税が12.3%から9.7%へと2.6%それぞれ引き下げられ（いずれも標準税率ベース）、差額分の合計4.4%が地方法人税として地方交付金の原資へと充てられます。本改正にあわせて、平成20年度税制改正により創設された事業税のうち地方法人特別税についても税率が縮小されましたが、下記の通り法人事業税の税率が引き上げとなっているため事業税総額の税負担に変更はございません。

税目		【改正前標準税率】	【改正後標準税率】
地方法人税（国税）		—	4.4%
法人住民税法人税割	都道府県民税	5%	3.2%
	市町村民税	12.3%	9.7%
事業税	法人事業税	資本金1億円以下	6.7%
		資本金1億円超	4.3%
	地方法人特別税	資本金1億円以下	43.2%
		資本金1億円超	67.4%

この改正は平成26年10月1日以後開始する事業年度より適用され、事業税の税率は所得800万円超に係る基本税率となります。

● 予定申告に係る経過措置

上記改正に伴い、予定申告に係る税額計算において経過措置が設けられました。地方税法上、予定申告額の計算は、「前事業年度の法人税割額×6÷前事業年度の月数」により計算します。しかし、平成26年10月1日以降に開始する最初の事業年度の予定申告に限り、上記算式により納税額を計算すると新税率が反映されないため、以下の算式による計算が必要となります。

- ① 法人県民税法人税割・・・前事業年度の法人税割額×3.8÷前事業年度の月数
- ② 法人市民税法人税割・・・前事業年度の法人税割額×4.7÷前事業年度の月数
- ③ 法人事業税・・・前事業年度の法人事業税額×7.5÷前事業年度の月数
- ④ 地方法人特別税・・・前事業年度の税額×4÷前事業年度の月数

(注) いずれも標準税率が前提となっております。

なお、地方法人税については平成27年10月1日以降に開始する事業年度から予定申告義務が生じるため、上記経過措置に係る事業年度は、予定申告に係る納税負担が軽減します。

● 今後の展望

平成26年度税制改正大綱では、地方の地域間における税源の格差を是正するために、消費税10%増税時に地方法人特別税を廃止するとされています。法人税等の実効税率引き下げを巡る議論も含め、新たな改正等が行われましたら改めてご報告させて頂きたいと思っております。

上記内容についてのご不明点がございましたら、担当者までご相談ください。

★ 自信をつけるために...

「仕事ができる人」が絶対にやらない11の行動

自信をつけたければ、これだけは絶対にしてはいけない！

1. だって・・・うまくいかなかった時に言い訳をする

何かをしようとして出来なかったり失敗してしまった時、多くの人は言い訳をしたくなる。けれども、言い訳をしても自分の欠点が消えるわけではない。自分を肯定してみても、自信にはつながらない。

2. 怖いことを回避する

自信がある人は、恐ろしいことから逃げない。もし逃げてしまったら、恐怖に自分の生活を支配されてしまうから。自由であるため、恐怖に縛られないためにも、怖いと思うことから逃げない。

3. 前の成功体験に、固執してしまう

仕事ができる人は快適さを避ける。なぜなら、心地の良い場所にいたままでは、自分が成長することができないことを知っているからだ。自分に負荷をかけることで、人は成長していくことができる。

4. 今やらず、明日にやると言うってしまう

物事は先送りにしないほうが良い。先送りにしても問題が解決されることはない。むしろ、対応が遅れると状況は余計に難しくなる可能性すらある。素早く対処して、物事を先送りしないクセを付けておこう。

5. 他人の意見ばかりに、執着する

他人の意見に振り回されない。他人の意見に耳を傾けることは大事だが、最終的に決定するのは自分自身なのである。他人の意見を参考にしながらも、それに執着しないように気を付けないと自信は育たない。

6. 他人を表面的なことで、ジャッジする

他人を身勝手に裁いたり決めつけたりすることは、その人の弱さでもある。ちゃんと自分を持ち、それを他人に押し付けないこと。そうすることによって、揺るぎない自信を身に付けることができるだろう。

7. 何かのせいにして、歩みを止める

お金や時間だとかそういったリソース不足を理由に自分の歩みを止めることはない。不足しているのなら、どうしたら解決できるのかを考える。リソースの不足は自信のある人にとって言い訳にはならない。

8. 他人と比較して優劣をつける

同僚と比べることをしない。比較して得られるものは、コンプレックスや優越感をいったものにしか過ぎないから。彼らはそのようなものにしがみついたりはしない。本当の幸せは比較の中ではなく、自分自身の中にあるもの。

9. 八方美人になっている

自信のある人は、すべての人と仲良くしたりはしない。もちろん、皆に公平に接することは大切なことだ。けれども、自分自身にとって大切な人は、そんなに多くはない。良い影響を与えてくれる人たちと多くの時間を過ごすことで、自分自身にも自信が生まれてくるものなのだ。

10. 行動するのに誰かの許可を取ろうとする

自分が行動する時に、誰かに許可を取ろうとはしない。自分のやりたいことは自らの責任であることができるからだ。お伺いを立てては依存していることを意味する。それでは自信は育たない。

11. 自分のツールボックスを限定する

何かの目標を持った時、それを達成するための方法を自分の小さなツールボックスから探したりはしない。もっと大きな視野を持って、自分の殻から出ていかないといけない。そうでなければ、新しいことに何も挑戦できなくなってしまうだろう。

★ 相続争い一部家庭で急増！

今年も余すところ1ヶ月をきり相続税改正へカウントダウンが始まりました。

国税庁より2013年に亡くなった人の財産にかかった相続税の申告税額が1兆5,367億円で、前年に比べ22.8%増えたことが発表されました。課税対象の総額は1兆6,253億円(前年比7.8%増)。

2013年に亡くなった約127万人のうち、遺産が相続税の課税対象となったのは約5万4千人、全体の4.3%(前年比0.1ポイント増)でした。一人当たりで見ると相続税額は約2,824万円で、前年より18.6%増えています。相続税の申告や申告税額が増加するなかで相続争いも増加傾向にあります。

● 少ない遺産でも争相続に

5千万円以下の遺産をめぐる相続争いが増加しています。今年の1～9月に解決した相続争いのうち遺産が5千万円以下のケースは全体の約8割を占め、比率は過去10年で5ポイント高まりました。年間の件数も10年間で5割増え、件数がほぼ横ばいの遺産5千万円超とは対照的です。

司法統計によると、今年の1～9月に調停が成立するなどした遺産分割事件は約6,200件でした。遺産5千万円以下の事例は約4,700件と全体の75%を占めています。

このうち遺産が1千万円以下の事例は約2千件にも上りました。

年間で見ると2013年の約9千件のうち、遺産5千万円以下のケースが約6,700件でした。4,400件弱だった03年と比べ50%以上増えました。遺産5千万円超のケースは13年に1,684件と、10年前の1,692件とほとんど変わっていません。

● なぜ少額でも争いに

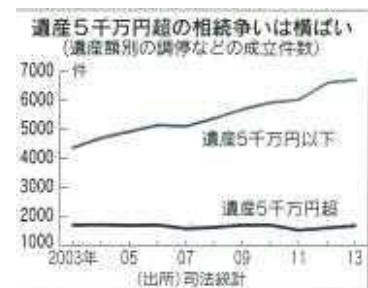
少ない遺産をめぐる争いが多いのは主な財産が土地と自宅しかないケースです。不動産は簡単に分割することができないため、取り分を巡って遺族の間でもめ事になりやすいのが現状です。

もうひとつの理由はここ数年、相続税の税制改正の議論が続き、一般の人の相続への関心が高まったことです。メディアで取り上げられる機会も増え、相続する親族の権利意識が高まったことも理由として考えられます。

来年1月からは相続税の増税が控えています。基礎控除額が現行の「5,000万円+1,000万円×法定相続人数」から「3,000万円+600万円×法定相続人数」へと4割縮小されるため、課税対象者は大幅に増える見込みで、相続争いがさらに増えることが懸念されます。

● 相続増税で負担感増

2014年度の税制改正では消費税の引き上げに加え、給与所得控除の縮小などの増税が相次ぎ、家計への負担感が増えています。さらに、東京五輪への期待感から都市部では地価が上昇し、相続税を計算する前提となる路線価も上昇傾向にあるため、課税対象者のさらなる増加を予感させます。後に争いごととならないよう、事前に対策を講じる必要があります。



㈱横浜総合フィナンシャルの西尾です！

今年も来年1月の相続税改正を見据えながら1年を通して「相続」を中心にFPLレポートをお送りして参りました。

来年も相続改正後の新しい動きを見ながら「相続」を中心にレポートをお送りして参りたいと思います。

今月の一言…“良薬は口に苦し”

まず、最初にするのは…

「支払う対価を決める」ことです

裏山のハイキングが目的ならば、友達と和気藹々楽しく穏やかなひと時を過ごせば良いのですが…もし、高峰の未踏の岩壁を目指すならば、友達とのつき合いを絶ち、ストイックにトレーニングに励み、自分の命さえも賭けなければなりません。何かを成し遂げようとした時に、まず最初にすべきことは「支払う対価を決める」ことです。

★本や講演やお客様のお話の中から、「これは自分の生き方に取り入れよう」と感じたことをノートに書きとめています。そのノートの中から一言… (v o l . 8 0)

- ★ 体調を崩して休業している弁護士がいます。随分前から体に痛みがあり、体に良いと言われることを色々試していたようです。今年手術をしたのですが、体調が戻らず中々復職できないでいます。別の税理士はというとギリギリまで我慢をして手術をしましたが、退院後すぐに復活し以前にも増してパワフルに働いています。誰でも体が資本です。病状は様々なので一概には言えませんが、自分も病気もよく理解して、うまく付き合っていければいいと思いました。皆様もお体に気を付けて、良いお年をお迎えください。(KARINO)
- ★ テレビで見たノーベル平和賞受賞時の映像がなんとなく気になって自伝を手にとりました。『私はマララ』どうしてあんなに真っ直ぐな眼で、あれほど力強く語ることができるのか。…存在を知っている程度だったので、彼女が語る言葉に、これが同じ世界に起きていることなのかと背筋がぞっとしました。まさに“命懸け”。私達はもっと視野を広げる必要があるのだと思います。年末に向けてとかく自分達の生活や仕事で一杯になりがちなこの時期に大切な出会いと気づきを頂きました。来年もよろしくお祈りします。(YAMAMOTO)
- ★ 気づけば2014年も12月…。お客様に忘年会のお声がけを頂く中、資金需要の相談に対応する毎日です！午前中の売上低迷に苦しむお客様との資金計画作りに始まり、日中は銀行や保証協会様を交えた会議に同席し、協調融資による4千万円の資金調達計画の承認を頂く一方で、夜は親会社からの受注減少に苦しむ経営者の相談（夫婦喧嘩？）に応じるなど、その課題は様々。過去に発生した課題を、数字を使って読み解きながら、経営者の皆様に【前】を向いてもらうのが、自分達の価値であると感じる毎日です。(TOCHIKURA)
- ★ 子供の頃から本が好きです。中学生の頃、私の成績が悪くて学校に呼び出された母が先生から「泉君は図書室の本を一番沢山読んでいるから心配ありません」と慰められて困った顔をしていたのを思い出します。本よりも好きなのが「地図」です。特に山登りが好きになった中学生以後は、地図を見ているだけで…深い谷や険しい岩壁やブリザードの雪稜や気の遠くなる様な氷壁を次々に超えて冒険をしていくスーパーマンのような自分を想像して…街にいる時間の何割かは地図を眺めて過しました（笑）。「てっとり早く答（道順）を教えて欲しい」と要求するカーナビ世代が大半を占める世の中ですが、カーナビを使いこなせるのが実力ではなく、地図を見て地形や自然環境を把握して天候等の様々を予測し自分の力で道を切り拓いていく



力こそが真の「実力」であることを忘れてはならないと思います。

机の上に並んだ地図を見た家内が「そうやって地図ばかり見てるから放浪癖が治らないんでしょ、もういい加減に地に脚つけて生きなさいよ」と小言を言っていますが、今夜もそっと地図を広げてスーパーマンになった自分を夢見ながら寝ますね(笑)

(IZUMI)

TEAM 横浜総合事務所

税理士法人横浜総合事務所

株式会社横浜総合マネジメント／株式会社横浜総合フィナンシャル／株式会社横浜総合エクスペリエンス

< 横浜総合ASP推進センター / 横浜総合M&Aセンター >

セミナーのご案内

※関与先値引き有り

★ “将軍の日” 中期経営計画作成セミナー

自社の5年後のあるべき姿と、そのための経営課題を明確にするための一日!

日時：平成27年1月20日(火)／10時～18時

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：5社限定 料金一社 32,400円

昼食代込 (お二人迄参加可)

★ “新・横総経営塾” 毎月開催、経営者セミナー <※※※会員募集中※※※>

第48回「2015年度版!!すべて見せます!横総の経営計画書!」

講師：TEAM横浜総合事務所 代表・CEO 泉 敬介

日時：平成27年1月22日(木)／16時～18時、終了後実費にて懇親会

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：都度参加会費 5,000円

★ “後継者育成塾” 3期生募集中

創業者の志を継承する「人財」を育成します!

主催：NN構想首都圏地域会LLP

日時：平成25年5月17日(金)～平成27年3月7日(土)

場所：セミナーハウス クロス・ウェーブ船橋

募集：全24日間・12回(全1泊2日の合宿形式) 120万円(一括・分割可)

ネットワーク

日本大通り法律事務所、小越司法書士・行政書士事務所、小俣不動産鑑定士事務所

(株)人材経営センター、(株)日本M&Aセンター、(株)船井財産コンサルタンツ

(株)事業パートナー、(株)FPG、(株)経営改善支援センター、一般社団法人日本フードアドバイザー協会

(株)パワーズプロジェクトマネジメント、NMC 税理士法人税務総合対策室、税理士法人東京クロスボーダーズ

(株)日本エスクロー信託、ベンチャー支援機構MINERVA(支援会員) 他

〒231-0021 横浜市中区日本大通 17JPR横浜日本大通ビル 10F

TEAM 横浜総合事務所／TEL045(641)2505、FAX045(641)2506

ホームページ <http://www.yoko-so.co.jp/>

「経営者へのメッセージ」「癒しの森暮らし」のブログにもつながります